

商店街等施設整備事業補助金

《商店街施設整備事業 / スーパー・シティ推進空き店舗等活用事業》

スーパー・シティ推進空き店舗等活用事業

市町村が埼玉版スーパー・シティプロジェクトの地域まちづくり計画で定める空き店舗、空き家の活用事業に対して、経費の一部を県が補助します。

補助対象者

商店街組織、商工団体、民間事業者等

※ 市町村から補助金の交付決定を受けていることが要件になります。

補助対象施設

空き店舗等

活用例

- ・商店街エリアにあった空き家を、1棟貸しのゲストハウスに改修。
- ・宿泊の稼働がない日に、イベントスペースとして貸し出す。
- ・地域住民にイベントへの参加を促しコミュニティの醸成を図る。

募集概要

募集期間	令和8年4月1日(水)から令和9年1月29日(金)
補助上限額等 ※①～③を満たすこと	① 市町村が空き店舗等活用事業者に補助する額と同額以内 ② 補助対象経費に4分の3を乗じた額から市町村補助額を減じて得た額以内 ③ 補助上限額300万円 ※ 1千円未満は切り捨て
補助対象経費	空き店舗、空き家の改修に係る経費
申請要件 ※①②を満たすこと	① 地域まちづくり計画が県に提出されていること ② 地域まちづくり計画に空き店舗、空き家の活用が位置付けられていること
対象事業の要件 ※①②を満たすこと	① 地域まちづくり計画におけるコンパクトエリア内にある商店街に所在する空き店舗、空き家を活用するものであること ※ 商店街がない市町村においては、一定程度商業が集積している区域 ② 改修後の空き店舗、空き家は、コンパクトの要件である「人々が集まり交流する拠点の形成を図るもの」や「地域コミュニティの形成に資するもの」を満たす内容であること
実績報告書提出期限	補助事業の完了後30日以内又は事業完了期限のいずれか早い日



埼玉県マスコット
コバトン&さいたまっち

お問い合わせ先

埼玉県産業労働部 商業・サービス産業支援課（商業担当）
【住所】〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
【Tel】 048-830-3761
【E-mail】 a3750-11@pref.saitama.lg.jp

